

平成27年3月2日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 事業者のマイナンバー取扱にご注意！！ —様々な規制、違反すれば厳しい罰則も—

マイナンバー制度が導入されることは既報（FAX情報NO. 551）の通りですが、これに関するガイドラインが12月11日内閣府に設置された「特定個人情報保護委員会」より公表されました。そこでは、マイナンバーの、①取得・利用・提供に関する取扱、②保管・廃棄に関する取扱、③安全管理措置に関する取扱、④マイナンバー利用事務を外部に委託した場合の取扱、が具体化されています。

### ◎ マイナンバーの取得・利用・提供に関する制限

- ・マイナンバーを利用できる事務については番号法に限定的に定められ、事業者が利用できるのは源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金等社会保険関係書類に従業員等の個人番号を記載して行政機関、健康保険組合等に提出する場合。
- ・番号法で限定的に明記された場合を除きマイナンバーの提供を求めてはならず、また「特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）」を提供してはならない。

### ◎ マイナンバーの保管・廃棄に関する制限

- ・番号法で限定的に明記された事務を処理するために書類等に記載されたマイナンバーは、その事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令で定められた保存期間を経過した場合には速やかに廃棄または削除されなければならない。

### ◎ 安全管理措置に関する取扱

- ・事業者はマイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止のために必要かつ適切な安全管理措置を講じ、従業員等に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。
  - A. 取扱規定等の策定…業務マニュアル等にマイナンバーの取扱を加える等
  - B. 組織的安全管理措置…事務担当責任者の任命、取扱状況の記録・保存、情報漏えい発生時の報告連絡体制の整備、取扱状況の定期点検等
  - C. 人的安全管理措置…事務担当者の監督、教育
  - D. 物理的安全管理措置…特定個人情報を取扱う区切られた区域の管理、機器・電子媒体の盗難防止、電子媒体持出し時の漏えい防止、特定個人情報の削除・廃棄の確認体制
  - E. 技術的安全管理措置…特定個人情報を取扱う機器、その機器に接触できる事務担当者を限定、外部からの不正アクセス防止、情報漏えいの防止

### ◎ マイナンバー利用事務を外部に委託した場合の取扱

- ・委託者は委託先において、番号法により自らが果たすべき「安全管理措置」（上記参照）と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- ・委託先が再委託する場合は最初の委託者の許諾を得なければならない。（再々委託以後も同じ）